

税務課からのお知らせ

あなたの固定資産が

確認できます

【総覧期間】4月1日から6月2日まで（土・日曜日、祝日は除く）

【総覧場所】南部町役場税務課（法勝寺庁舎内）

【総覧できる方】南部町内に資産を所有している納税義務者（代理人の場合は委任状が必要です。）

※総覧する場合は運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

軽自動車税の

減免申請を受け付けます

心身に障がい等がある方（本人）に係る軽

自動車等や、構造がもつぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。減免の申請は毎年必要です。

【申請期間】4月1日から4月23日まで（土・日曜日は除く）

【申請場所】南部町役場 税務課（法勝寺庁舎内）または町民生活課（天萬序舎内）

【問い合わせ先】税務課 ☎ 66-4802

- 心身に障がい等がある方（本人）に係る軽自動車等の場合

【申請に必要なもの】①障害者手帳

②運転免許証 ③車検証 ④印鑑

⑤本人が運転する場合以外は自動車の使用目的を証明する書類（例：通学証明書、通院証明書等）

【減免となる障がいの範囲について】

・身体に障がいのある方／障がい名及び障がいの程度によります。（詳しくはお問い合わせください）

・知的障がいのある方／療育手帳Aをお持

・精神障がいの方／精神障害者保健福祉手

帳1級をお持ちの方

【自動車の所有について】

・本人が運転する場合は、本人が軽自動車の所有者であること。

・本人以外が運転する場合は、本人または生計を一にする方が所有者であること。

○構造がもつぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである、軽自動車等の場合

【申請に必要なもの】①車検証 ②印鑑

その他にも、減免になる場合があります。
詳しくは税務課にお問い合わせください。

協会けんぽ鳥取支部加入者の皆様へ

平成26年3月から介護保険料率が変わります

平成26年度の協会けんぽ鳥取

支部の健康保険料率は、9.9

8%に据え置きとなります。

介護保険料率（全国一律）は、

平成26年3月分（4月納付分）

から1.

72%に引上げとなります。

※40歳から64歳までの方（介護

保険第2号被保険者）は、健

康保険料率に介護保険料率が

加わります。

※40歳から64歳までの方（介護

保険第2号被保険者）は、健

康保険料率に介護保険料率が

加わります。

・本人が運転する場合は、本人が軽自動車の所有者であること。

・本人以外が運転する場合は、本人または生計を一にする方が所有者であること。

○構造がもつぱら身体障がい者等の利

用に供するためのものである、軽自動

車等の場合

【問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）

鳥取支部 企画総務グループ

☎ 0857-25-0051

介護保険について、介護給付費が年々増加していることに伴

い、協会けんぽが負担しなければならない額（介護納付金）も

増加し、このままでは約700億円を超える赤字が見込まれる

ため、介護保険料率を引上げることになりました。

厳しい経済状況の中ではあります

が、加入者・事業主の皆さまにはご理解をいただきますよ

うお願いします。

